

歯科点数等 Q & A

(医学管理等)

Q 1 口腔機能管理料の算定方法について教えてほしい。

A 1 口腔機能管理料とは、50歳以上の歯の喪失や加齢、これら以外の全身的な疾患等により口腔機能の低下を認める患者さんに、口腔機能の回復または維持・向上を目的として行う医学管理を評価したもので、関係学会の診断基準により口腔機能低下症と診断されている患者さんのうち、咀嚼機能低下(咀嚼能力検査を算定した患者に限る。)、咬合力低下(咬合圧検査を算定した患者に限る。)または低舌圧(舌圧検査を算定した患者に限る。)のいずれかに該当するものに対して、継続的な指導・管理を実施する場合に算定できます。

当該管理料を算定するに当たっては、口腔機能の評価および一連の口腔機能の管理計画を策定し、管理計画に係る情報を文書により提供し、提供した文書の写しをカルテに添付します。また、当該管理を行った場合、指導・管理内容をカルテに記載し、または指導・管理に係る記録を文書により作成している場合には、当該記録もしくはその写しをカルテに添付してください。

※歯科点数表の解釈(2022年4月版、社会保険研究所、以下、青本) p132 通知(1)(2)